

社会福祉法人浄泉会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人浄泉会（以下「当法人」という）定款第八条及び第二一条に基づき理事、監事及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事長及び副理事長には、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 理事長及び副理事長以外の役員等には報酬、功労金を支給する。
- (3) 常勤の理事長及び副理事長は、週に4日以上、法人の事務所等において法人業務を行うこととする。
- (4) 非常勤の理事長及び副理事長は、週3日以内、定期的に法人の事務所等において法人業務を行うこととする。
- (5) 理事長と副理事長が共に常勤の勤務形態は、原則として執らない。
- (6) 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している理事には、本規程に基づく報酬等は、原則として支給しない。
- (7) やむを得ない場合を除き、理事長は当法人の職員を兼務しない。

(報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による。

- (1) 報酬は、別表1に定める額
- (2) 賞与は、別表2に定める額
- (3) 退職手当は、別表3に定める算式により算出される額
- (4) 功労金の支給については、別表4に定める額
- (5) 通勤手当は、職員給与規程第9条の規定に準ずる額

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等の支給時期等は、次の各号による。

- (1) 報酬は、毎月25日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第5条に準じた日とする。
 - (2) 賞与は、毎年6月及び12月に支給する。
 - (3) 退職手当は、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後、6カ月以内に支給する。
- 2 非常勤の役員等の内、理事長及び副理事長以外の役員等への報酬は、当該会議に出席又は当該業務に出勤した都度支給する。又、功労金については、任期の満了、辞任又は死亡等により退職した後速やかに支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を、控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第5条 新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じた時には、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円切り上げる。

(公表)

- 第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

- 附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、令和1年7月19日から施行する。
この規程は、令和2年3月25日から施行する。
この規程は、令和2年6月19日から施行する。
役員の功労金支給に関する規程は、令和4年3月1日付で廃止する。
この規程は、令和4年3月2日から施行する。

【 役員等報酬規程 別表 】

<別表1> 報酬

役職名	業務内容	報酬の額	
		常 勤	非常勤
理事長	法人の事務所等における法人業務	月額 462,500 円	月額 352,900 円
副理事長	同上	月額 308,400 円	月額 235,800 円
理事	理事会等の出席	/	日額 15,000 円
	上記の他、法人及び施設業務の為の出勤		日額 15,000 円
監事	理事会等の出席		日額 15,000 円
	監事監査の出席		日額 20,000 円
	上記の他、法人及び施設業務の為の出勤		日額 15,000 円
評議員	評議員会等の出席		日額 15,000 円
	上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	日額 15,000 円	

<別表2> 賞与

役職名	賞与の額	
	常 勤	非常勤
理事長	6月賞与 報酬月額 × 2ヶ月	6月賞与 報酬月額 × 1ヶ月
	12月賞与 報酬月額 × 2ヶ月	12月賞与 報酬月額 × 1ヶ月
副理事長	6月賞与 報酬月額 × 2ヶ月	6月賞与 報酬月額 × 1ヶ月
	12月賞与 報酬月額 × 2ヶ月	12月賞与 報酬月額 × 1ヶ月

<別表3> 退職手当

退職手当の額
最終報酬月額 × 通算在任年数 (常勤理事長在任年数 × 1.0 + 非常勤理事長在任年数 × 0.5 + 常勤副理事長在任年数 × 0.5 + 非常勤副理事長在任年数 × 0.25)

- (1) 在任年数の端数は、6ヶ月以上を切り上げ1年とし、6ヶ月未満は切り捨てる。
- (2) 理事長職と副理事長職の在任年数は通算するものとする。
- (3) 当法人の職員を兼務した年数は、在任年数より除く。
- (4) 通算在任年数の上限を8年とする。
- (5) 死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

<別表4> 功労金

退職手当の額		
理事・監事	一任期 (2年)	1万円(上限16万円)
評議員	一任期 (4年)	2万円(上限16万円)

- (1) 在職期間が1年に満たない場合は1年と計算し、功労金を支給する。
- (2) 死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。